

令和2年度 第4回三次市学校規模適正化検討委員会 会議録

- 日 時 令和3年1月20日(水) 18:00～20:00
- 場 所 三次市役所本館6階607・608・609会議室

1. 開会あいさつ

事務局 ただ今から、令和2年度 第4回「三次市学校規模適正化検討委員会」を開催させていただきます。

今回も記録のため、録音をさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日の出欠についてですが、●●委員と●●委員よりご欠席の連絡をいただいております。

それから、議事に入らせていただく前に、本日の傍聴についてですが、8名の方から傍聴の申し出がありました。「会議傍聴の取り決め事項」に基づいて、ご入場いただくこととしてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは入場させていただきますので、しばらくお待ちくださいませ。

《傍聴者入場》

事務局 それでは、三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱第8条第1項の規定により、進行を滝沢委員長へお渡しします。

滝沢委員長、お願いします。

2. 議事

委員長 それでは、次第2の議事に入らせていただきます。

2. 議事(1)「適正な学校規模の標準」(案)について

委員長 説明を追々にさせていただきたいと思いますが、適正化に対する方針というものを、前回私から提案させていただきました。ご承認いただきました。資料を見ていただきますと、「適正な学校規模の標準」(案)についてということで、私の方からご提案させていただきます。

この1番目。「適正化に対する方針」について、これが1番、本委員会の答申の大きなものに、最も中心的な考え方になるわけですが。もう繰り返はしませんが、まず、三次市の小中学校教育に関する現状認識をこのような形で共有をさせていただきます。適正化に対する方針ということで提案をご承認、ご議論いただきました。ここを改めて読ませていただきます。子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小に関わらず、これまでの小中

一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、各学校がその良さを活かし、ICTを積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現すると。この方針の下で、さまざまな関連の方針、あるいは具体的な方策をまとめていこうということになります。

その際に、2番の方です。「適正な学校規模の標準」についてということで、これから説明させていただくように、やはりこの答申、具体的に教育長に答申をいたしまして、それを教育委員会でご議論いただき、条例、あるいはそれに関わりますところになれば、市議会の、あるいは市長の関係の下でいろいろと形にさせていただくということがあります。その上で、教育行政、法令に基づいて行われていくということがございますので、この委員会では、後でもお話しさせていただくように、またこれまでもお話しさせていただきましたように、これまでと違った、新たな教育を三次で作っていいんじゃないかと、そういうような考えを皆さんと共有しているようなところがございますので、それを確実なものにする上でも、国の制度、標準というものについても確認をして、それを踏まえつつ実行性の高いと言いますかね。充実した答申になるようにご議論いただきたいということで、これを確認と言いますか。提案をさせていただいたということです。

2のところ読ませていただきます。「適正な学校規模の標準」について。「適正化に対する方針」を踏まえ、三次市立小中学校に一律に適用する適正な学校規模の「基準」を設けることはできない。こういう考え方を、ご承認、共有いただいたということになると思います。何か数値によって適正化な規模があるという考え方はとらないということが、方針としてご承認いただけましたので。ただ、先ほど申し上げましたように法令、あるいは教育活動の実際から、標準という考え方について確認をした上で、またご議論をしていただく必要があるのだろうと、こういうことです。

法制上の学校規模の「標準」というようなものが示されています。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」において、原則として同学年の児童生徒で学級が編制されること。これは当たり前のことなんです、きちんと法律に定められているということ。及び、学級編制の標準(学級の人数)が定められている。そして、学級は、設置者によって編制され、その学級数(学校規模)に応じて教職員が算定され、義務教育費国庫負担制度という形で、県費という形で県が3分の2を負担し、国が3分の1を負担するという形で、教職員が配置されるということになります。ここで重要なところは、最終的には学級の設置者、ですので三次市立小中学校の学級編制ってというのは、三次市教育委員会が行うということになりますので、そこを確認した上で、標準ということを考える。ですので、標準に必ずしもがんじがらめになるというようなものではないということですが、やはり法令の定めも確認しておく必要があるだろうという

ことです。

また、教育活動の多くの場面が、原則として同学年による学級を単位として行われていると。これは皆さん、ご承知のとおりだと思います。もちろん異学年で、あるいは、学校なんかを超えて活動をするということは当然あるんですけども、原則として同学年による学級を単位として行われていると。このようなことを踏まえますと、学校規模を考える基本は、学級数であると言えます。また、「学校教育法施行規則」では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」そこに但し書きがあります。そこが重要なんですけども。「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」ということで、三次市としては、設置する公立小・中学校の学級の数、あるいは編制について、独自の教育に対する考え方のもとで、学校を設置していく、学級を決めていくんだということです。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、統合する際にはということ、統合を前提とした適正規模について「学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること」、あるいはその際の通学距離というもの「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること」ということが定められているということ。いずれにしましても、これは標準ということでありますので、これに縛られて一律に適用するということが求められているわけではないのですが、一応こういう形を取っているということです。

以上、法令上及び教育活動の実際から、学級数及び学級数の合計としての学校規模について、本委員会としての認識、考え方を示しておく必要がある。要は、答申を読まれた関係者の方たち、市民の方たちが、こういう法令に基づいたきちんとした議論が行われているのかというようなことがあってはいけませんので。きちんとそういうことを踏まえた上で、本市として適正な学校規模とは何なのか、子どもたち一人ひとりにとって豊かな教育を保障する学校とは何なのかということを検討したんだと。そういう説明、そういう答申になっていなければいけないということです。ですので、ただし、この点に関して、三次市の小中学校のうち、法令上、標準（適正）とされる学校規模を有するのは、小学校3校（三次12、十日市21、八次20）のみである。中学校にはございません。また、「適正化に対する方針」に関する現状認識、そしてその方針（理念）からすれば、法令上の標準（適正）を一律に当てはめることにはならない。これは共有していただいたことということです。ただし、こういう標準を踏まえた上で、あえて望ましい学級人数ということを考えれば、また国の小学校の35人学級化という

ことも推進していくということになりましたので、この辺を踏まえますと、これまでの委員の皆さんのご議論を踏まえますと、一般的に望ましいと考えられるのは、1学級の児童生徒に関する意見ということで言いますと、1学級20人から25人ということが、おそらく合意されていた数字ではないかと。これについてはまた、これからご意見伺いたいと思うんですが、子どもたちという側面だけではなくて、教職員の負担、働き方改革というようなことからしても、これくらいの規模が大事なんじゃないかという意見もあったかと思います。これに関しまして、やはり答申の中に、標準という考え方があって、それを踏まえた上で、本答申では、本委員会では、これから具体的にご議論いただくような方策を考えた答申にしていきたいということです。いずれにしても、1学級20人から25人というのが一般的には望ましい形であろうと。

これについて、あらためてご意見伺えればと思いますけれども。どなたからでもよろしいかと思えます。いかがでしょうか。まず保護者の委員の方、いかがでしょうか。お子さんを通わせている中で、実際には三次、旧三次市内ですと30人くらいの学級も結構あるかと思えますけれど。

委員 前回もちょっとお話はさせていただいたんですけれども、やはり先生の側からしても、多い人数であれば目が届かないとか、子どもたちにしてもなかなか質問したりとかも難しいところがあると思うんですけれども。参観日とか行ったところでも、何回か実際に行って見た時にちょっと窮屈かなと、多い人数がですね。書かれている20～25人がやはり一番やりやすいのかなというのが、保護者としての意見になります。

委員長 はい、ありがとうございます。あと、公募委員の皆さま、地域の皆さま、いかがでしょうか。いろいろな角度から、ある程度ご意見いただいたことではあるんですけれども。以前、働き方改革ということでご意見いただいたかと思うんですけれども。

委員 私もこの20～25人というのは妥当な数字だろうと思います。いくつかの先生方、私の知っている先生方にお聞きしましたらですね、18～22という先生もおっしゃられたなど。というのは、その学級でスポーツ、体育活動ですか、1人2人5人とできるスポーツもありますし、それから、集団でやる、例えばソフトとか野球とかバレーボールとかサッカーとかですね。そういった体育活動するには、やはりある一定の数字も必要だろうというお話もお聞きしましたので、1学級20～25人というのは妥当ではないかなと。もう一つ、スポーツ、体育

ではなく必修5科目、国語から、小学校は英語あるんですよね。そういった文系の学習は、前にもお話出たかもわかりませんが、5人でも10人でも、20人でも50人でも、私たちは50人の、いまから60年前経験をしてるんですけども、その人数においては、その人数なりの教育活動ができる教師の保証を教育委員会の方がされるべきであろうというふうに、2回目3回目の検討委員会でもお話ししてもらってるんですけども。そこらあたりが、教師に過重の教育活動を要求するということは、20人になっても30人になっても50人になっても一緒だろうと思うので、そのところは、教委の方が気を付けていくことだろうと思います。ということでまた、後ほどお話をさせていただきたいと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。小学校という立場ではいかがでしょうか。

委員 ここに挙げられている20人～25人というのは、以前から一番適当だろうというのは、いろいろ言われてきたとおりです。現実問題として、市内たくさんの中級があり、それぞれのクラスの人数も全部違います。少人数の10人以下のところもあれば、30人を超えて40人というところもあります。私がずっと言っているのは、あくまで望ましいと思われる人数であって、少なれば少ないほどそれは学習に対しては、子どもに力をつけることはできると思います。人数が増えれば増えるほど、それは担任は苦慮するところは多いというのが現実です。

委員長 ありがとうございます。副委員長、中学校の方を。

副委員長 中学校の立場でお話ししてもらっても、本校にしても、実際には1学級が30人以上35とか37くらいのクラスもありますけれども、そうやっていった時には、20人とかの規模の生徒を1人で見ると、35人の生徒を1人で見ると、よりきめ細かい教育というのは、どちらができるか言ったら、これは当然、人数少ないところがあると思います。ただ、論議の中でずっとしてきたことが、この20人とか25人が望ましいという文言を逆に捉える中で、例えばそれより少ない中学校の立場で言ったら学校もあるわけであって。じゃあそこであれば、いわゆる望ましい教育活動ができないか、言ったらもっと1クラス多くすべきじゃないかというような論議の方向へいくのではなくて、だからそういう学校のところで論議をした時に、出したような考えを1つの授業の中で出していくためには、どのような工夫がされるのかなという、三次らしさというか、ICTの活用であるとか、そういう交流であるとか、そこをしっかりと結びつけられるような論理

展開しておかないと、誤解を招く部分なんかですね、あるのではなからうかというふうには考えます。

委員長 ありがとうございます。度々繰り返し申し上げておりますように、この答申、国の方で、また県、三次市の教育委員会の考え方を踏まえた、そういう制度を踏まえた上で、さらにそれをどう考えて、より充実した教育環境を保障するのかという議論をしたという論理構成と言いますか、答申の内容と言いますか、そこに結び付けていきたいというところがございます。ですので、先ほど副委員長から言っていたように、この数字に満たないから適正ではないと、そういう内容ではなくて、一応現在の動向、政策の動向、あるいは委員の中でのお話の中で言うと、一応それが目安としての標準として考えられるであろうというような、そんな位置付けとして盛り込ませていただきたいなというふうには思います。そのような書き方ということであれば、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

じゃあ続きまして、いうことになれば実際には、三次市これから小学校、中学校、どういう風な学級を、教育の機会を子どもたちに保証していくのかという、そういう話、具体的なものになっていくわけです。これに関しまして、私の方でも、また案を考えさせていただきまして、これあくまで叩き台ということですので、委員の皆さんのご議論を踏まえて、またどんどん修正をしていくということ、それが大前提なものですので、これに縛られるつもりは全然ありませんので、闊達なご意見いただければと思います。

「答申案骨子について」

先ほど確認をいたしました、「適正化に対する方針」及び「適正な学校規模の標準」を踏まえ、以下の答申案の骨子について提案するということです。

1 学校規模の適正化に向けた基本的な方策

基本的には、前回の答申の構成を踏まえた形で、このような提案をさせていただいています。構成そのものを変えた方がいいというご議論もあっても良いと思うんですけども、まずは叩き台として提案をさせていただきます。前回の平成21年度の答申12ページ、これまた確認していただければいいと思うんですが、適正化の検討をスタートしていく時期の目安というところですね。検討する目安、検討を始める目安ということで、小学校において、「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点。ですので、1・2年生、3・4年生、5・6年生が全部複式学級になった状態。もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点のいずれか」で適正化ということを考えて

いく。この適正化というのは、委員の皆さんでは共有できていると思うんですけども、単純ななにか方針があるわけではありません。適正化イコール統廃合とそういう議論をしている、前回の答申をしているわけではないということです。いずれにしても適正化ということを考え始めるのが、こういう状態だということ。こういう答申になっておりました。それを踏まえて、本委員会、本答申でもどういうふうにするかということで、委員長の案としては、小学校については、これ前回答申を踏襲してはいかかかなと。この検討適正化の検討スタートする目安として置いておくというのはどうだろうか、これは答申したらどうだろうかという、私の提案です。それに準じますと、中学校については、複式学級ができた場合、そしてあるいは一つの学年で生徒数がゼロ人ということで、学年が6に対して3というのは半分ですので、一応こういうものが合意性があるのかなということで提案させていただきました。因みに先ほど、事務局の方に確認をさせていただいたんですが、広島県としては、中学校の複式学級というのは作らないように加配をするという方針で、これまで取り組んでいるということです。一応法令上の定めで言いますと、複式学級は2つの学年で8人と、1・2年生が合計8人になった時に複式学級になるという、そういう標準が示されています。ただ、広島県の方針としては、そういうことは避けてなるべく学年の先生が1人ずついるようにという方針で、学級編制も指導されているということです。但し書きをさせていただきます。これは私の考えですので、これについてもご意見いただきたいと思います。どういうことかと申しますと、**予測される上記のような事態に至る前に、ここから議論をスタートさせるという話なんです**が、それより前に、**ですから、今からというとちょっと大げさかもしれないですけども、下記の具体的な方策に積極的に取り組むことをメッセージとして盛り込むような答申がいいのではないかと**。下記というのは、具体的に3の方に出しているんですが、子どもたちのために、先ほど副委員長からもお話ありました、例えばオンラインの活用というような今の私どもの委員会では、新たに得られた武器と言いますか、可能性が開かれていますので、そういうようなものも含めて、どんどん積極的に子どもたちのために教育環境と言いますか、そういうものを作っていくという、そういうメッセージは盛り込んだらいいんじゃないかと。何かこういう事態になるまで何もしないっていう話ではなくて、いろいろなことができるし、実際、あとでご説明いただきますけれども、三次の場合には小中一貫教育というもの、各中学校区で充実した取り組みをされていますので、そういうことの充実、発展というようなことも含めて、いろんなことを積極的にやっていったらいいんじゃないかと。何か目安が見えてきたらそこから何か始まるということじゃないんじゃないかということを、メッセージとして盛り込ませたらいいんじゃないかなというのが私の考えです。いかがでしょうか。この適正化の検討をスタ

ートさせていく時期の目安としての、このある種の状況ですね。小学校については前回答申を踏襲、中学校については複式学級、一つの学年で生徒数がゼロ人、というような状態になった時。複式学級の話でいけば2つの学年で8人というのは、一つの目安としていくという。いかがでしょうか。自由にご意見いただければと思います。

委員 今まで三次市で小学校が統合された経緯をみると、他市町と大きく違うと感じる点があります。それはまず、保護者、住民の意見を聞いて、それを尊重して進めてこられたという点です。ここが一番大切にされなくてはならないとこだというのが私の考え方です。最近では、吉舎の安田小学校が吉舎小学校の方へ行かれましたよね。この時も、保護者の方、地域の方が、本当に話し合いを重ねられて吉舎小学校へ統合しようということで、統合が進められました。何が言いたいかと言いますと、委員長の中学校の複式学級、一つの学年で生徒数がゼロ人、妥当だと思います。その時に、まずは保護者、地域住民、ここの声を丁寧に聞く、願いを聞くというところをベースにして話し合いが進められて行くべきであろうと思います。いわゆるトップダウン、教育委員会の方から統合を進めます、そのため話し合いをします、というやり方ではなくて、結論ありきの話し合いは、やはり将来的にもよくないですし、今三次市が目指している、住みよい街、それから、安心して子育てができる街、というところになると、やはり地域住民の声をまず聴く、というところを一番大事にされなくてはならないと思います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。非常に重要な提案、ご指摘だったと思います。他はいかがでしょう。保護者委員の方はいかがでしょう。

委員 ここに書いてあるように、人数的とかやり方というのは、逆に言ったらもう仕方ないのかなというところで感じてるんですけど。私が通わせてる子どもは、どちらかと言うと人数が少ない学校なんですけれども。以前と比べて、やっぱり人数がどんどん減ってきて、保護者の方と話をしたりするには、皆さんいろんな仕事をされていたり、いろんな立場があられるんで、例えば人数が少ない小学校だと、保護者の立場から言うと、小学校の時に卒業アルバムを作るのに、通常人数のたくさんいる学校だと、これくらいで出来ますよと先生の話をしていただいて、10人くらいの生徒だと、ちょっと割増しになりますよとか言われたりして、その辺はやっぱり子どものためなんで作ってあげたいなと思って、みんなで話すんですけど。私個人的には、学校を残したいというのもあるんですけども、ある程度の人数が確保されとらんと、例えば修学旅行だったり、運動会だったり、あ

とさまざまな役がありますよね。そういったところの遣り繰りっていうのも、保護者の立場からしてみると、非常に難しいというか、なかなか厳しい状態も出てくるんじゃないかなというところもずっと感じとるんです。なんで、非常に難しいなと実感してますね。

委員長 はい。非常に思いが相反すると言いますか。こういう難しい問題に今皆さん一緒に知恵を出したいというところですか。貴重なご意見ありがとうございます。

副委員長 基本的には委員長が出されとる、特に3の具体的な方策という部分では、私も非常に大事なことだと思うんですけども。先ほど保護者の方も言われとったと思うけど、今の適正化のことが特に今回中学校においての議論というか、そこをいう話になったということは、ずっと今までもこの委員会で、私意見を言わせてもらってたんですが、自然ということはないんですが、子どもが少なくなってきた、小学校から中学校に上がる、この段階で何らかの具体的な方策というか、そこが適切に、それこそ具体的な方策として適切にされていないと、小学校の段階で中学校へ行くんならもっと大きい20人~25人くらいの学校へ行った方がいいな、というような保護者が思われるような状況というか施策をしていっていると、矛盾ということはないんですが、実際じゃあ、小規模の中学校へ子どもさんを行かせていらっしゃる親御さんからしてみた時に、なぜこういうことになるんだろうか、負担はどうなんかいかな、先ほどの心配とか、それをまたしていけば、さっきの基準じゃないですが、小学校までは人数がおったのに中学校に上がったなら、その学年は0になったと。そしたらそこから、例えば検討を始めたいこうみたいな部分になっていくのは、これはやっぱり矛盾というか、おかしいと思うんですよ。だから私はずっと言ってきたことっていうのは、具体的な方策を小規模でも大規模でもやっぱり解決していくためには、1つは、ここへ**学校選択制**を有効活用すると書いてあって、大きい学校から小さい学校へいろんな形での自由選択も当然あるかもしれないけども、小規模の小学校から今言ったような形の中で、例えば5人おった学年が全員自由学区選択制で大きいところに行く言ったらゼロになるじゃないですか。そういうような今の自由学区制の問題っていうのは、きちっとこういう具体的方策のところに、それはおかしいんだというところは明記をして、答申としていかないと、矛盾がそのまま残ったままそれをすると、逆に厳しい状況というか、そこを生んでしまうような答申になりはしないかなという風に、私は思います。

それからもう1つは、小規模のところで課題として出とった部活動ですよね。自分がやりたいスポーツで、例えば10人10人くらいのクラスのスポーツができないじゃないかとか言う話がありましたが、大人数のスポーツをやろうと

思った時には、大きい学校へ行かなきゃいけないというような論議もいろいろあったと思うんですけど。やっぱり中学校の立場からすると、働き方改革の部分も含めて、この前の第3回の時にも意見を言わせてもらいましたけれども、やっぱり部活動自体も改革をして、三次市独自の地域スポーツクラブじゃないですが、何校かの中学生が集まって、そこへ行けばいろんな学校の生徒とも一緒に汗を流しながら自分のやりたいスポーツができるというような、そういうようなスポーツクラブの方を三次は立ち上げていって、どんな学校の子どもであったにしてもやりたいスポーツが自分の地元の学校においてながらできるんですよ。そういうような方向にいけば、中学校の職員としても、今時間外勤務のことであるとか、時間労働の部活動の部分は非常に高いわけなので、こういうような問題も解決できるんじゃないかというような、そういうような具体的方策も、是非、中学校としては入れていただきたいと。この2点です。

委員長 ありがとうございます。今非常に具体的なお意見いただきました。これは、あとで説明させていただきます、3学校規模等の適正化に向けた具体的な方策に関わるような、まさに具体的なお提案だったと思います。そうしましたら、一応その辺で、また議論深めるということにさせていただきます、1につきましてはいかがでしょう。これは、口を酸っぱくして確認をしておきたいんですが、なにかこの委員長案として示したことは一律に当てはめるということではなくて、まさに適正化とは何かということも含めて、その学校の児童、子どもたちにとって、適正な学校規模、学校とは何か、ということも含めて、ですので統廃合を進める基準ではなくて、適正化の検討するスタートの時期と、目安としてまず設定をして。逆に言いますと先ほど言いました、何もしないで待つってというようなそんな話ではなくて、今やれることはたくさんあると、今具体的に部活動の話もありました。いろんな子どもたちにとって、一人ひとりにとって豊かな教育環境とは何かということの積み重ねをしていくことを大前提に、こういう事態が出てきたときには、じゃあ本格的に適正化について考えよう。こういうような内容の答申ということでよろしいでしょうか。じゃあそういう形で、また文言まとめさせていただきますと思います。

続きまして、

2 学校配置の適正化に向けた基本的な方策

前回答申の13ページにこのような記述があります。「三次市においては、一部の例外的な地域も見受けられますが、概ね中学校区がコミュニティ形成の場として存立しており、本検討委員会では、原則として現在の各中学校区をベースとした小学校の適正配置を検討すべきと考えます。」前回は、中学校という問題はまだいいだろうということで、まず小学校を先行的に考えようということもありま

して、こういう書き方になっています。この中学校区というのはまず、1つとしてコミュニティのまとまりとして、先ほどの本委員会での規模適正化の方針、ここでもご確認ご承認いただいたかと思います。それに加えて次のような記述がございます。「適正配置を進めるにあたっては、画一的な統廃合を提示するのではなく、児童・生徒数の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、事前に保護者や地域住民に対して十分に情報提供し、学校の適正配置の必要性について共通の理解を深めながら、それぞれがお互いに案を出し合い、行政と保護者と住民がうまく歩調を合わせて結論を出していくことが重要だと考えます。」先ほど、●●委員からご説明があったような、丁寧な手続きを踏んでいこうというようなことも書かれて、答申として盛り込まれています。これを踏まえまして、委員長案としましては、この文章だけを書くということではないですが、柱と言いますか、ということでご確認、また議論いただきたいのですが。先ほど申しましたように、(1) 三次市の小中一貫教育の成果も踏まえ、中学校区をベースとした小学校および中学生の適正配置を検討すべきである。(2) 学校、家庭、地域の連携協力のもと、下記の「3 学校規模等の適正化に向けた具体的な方策」において例示された方策・取り組み（(5)を除く）(5)というのは、いわゆる統廃合、あるいは施設一体の義務教育学校というものがあります。いわば小学校と中学校を一つにするという、そういう制度も現在ありますので、そういうことを除いた方策を、積極的に利活用しながら、「子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する」観点からそうした方策・取り組みを不断に評価・改善しつつ、子どもたちにとって、一人ひとりにとって豊かな教育環境になっているのかどうかということ、教育委員会を含めて地域住民や保護者と一緒に考えていくと。そして、改善をし続けていくということをしつつ、適正規模・適正配置のあり方について検討を行っていく必要があると。こういう考え方はどうかということですが。これに関しましては、三次市の場合、学校規模、あるいは適正配置ということ考える上で、前提となると言いますか、あるいは強みになると言いますか、それが私、これまで続けられてきた小中一貫教育ということですが。すべての小学校、中学校がそういう形の枠組みのもとで実績を積み重ねられたということがあります。そのこと踏まえつつ、今後の展開、発展を考えようということになりますので、こういう考え方を委員長案としておりますので、これにつきましては、事務局の方から、どのような取り組みで、どのような成果があったのか、ご説明をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

事務局 失礼いたします。三次市が行ってきた小中一貫教育でございますけれども、三次市は、平成23年度から試行的に小中一貫教育を始めました。現在はすべての中学校区で、小中一貫教育を進めております。具体的には各中学校区で、共通の教

育目標を立てまして、また目指す子ども像も共通のものを設定して、9年間で子どもたちを育てていこうという主旨のもとに、小中学校が共通した学校、学習活動でありますとか、行事等を行っているところでございます。併せて、学校だけではなくて、学校や家庭や地域が共に地域の子どもたちを支えていこうという取り組みを小中一貫教育の中では進めております。これまでやってきたこととしまして、成果としましては、やはり学習活動や行事等、合同で行うという中で、当然、小学生は中学生に対して憧れの気持ちを抱くこととなります。ああいう中学生になりたい。中学生の方はそういう風に見られているという意識も高まっておりますので、しっかりと低学年、または小学生の手本となろうという意識で関わることができまますので、自己評価も高まる。その中で子どもたちの学習面とか生活面の意欲向上にもつながっております。また、先ほど言いましたように、小学生は中学生の姿を見て育っていくところもありますので、中学校へ進学する時の不安感というものが破られているものと思いますし、中学校から、すべての教科ではないんですけども、ある教科の先生が小学校へ行って教えるということもやっておりますので、小学生にとっては、中学校で習う先生がすでに小学校で教えてもらっているという安心感も生まれているという風に思っております。教職員の方も9年間の学びを系統的に指導するということが意識が高まってきております。以前でしたら、小学校は小学校の教育で完結する。中学校は中学校で完結というような部分が大きかったんですけども、小学校の1年生から中学校の卒業段階まで系統的に教えていくと意識が高まっております。また、小学校、中学校で合同の先生方の研修会等も今は普通に行われていますので、その中でお互いに小学校の教え方、中学校の教え方等を学び合うことで授業改善も進んでいるという風に考えております。今言いましたように、小学校中学校の児童生徒にとっても、本当に自己評価高めるいい取り組みでありますし、教職員にとっても、一人ひとりの子どもたちに細やかに小学校から中学校へ続けて指導していくことができっておりますので、成果は上がっているという風に考えております。以上です。

委員長 ありがとうございます。資料としても、この三次市一貫教育ということで概要を示したもの、あるいはその成果ですね。どんな取り組みをしてどのような成果があったかというようなこともありますので、また詳しく見ていただくといいんですけども。私も12の中学校区すべて実施をしていて、こういう形でいろんな形で成果が上がっているというのを感じましたので、やはりこういうものをベースにしながら、これからの三次市の学校の在り方、本委員会に関われば、適正な規模とは何かと、配置は何かというようなことも、議論の出発点になるんだろうという風に思います。逆に言いますと、これからよりよいものと言いますか、

現状での課題と言いますか、そういうようなものは教育委員会の方で考えていらっしゃることはございますでしょうか。

事務局 今後に向けてですけれども、今の小中一貫教育については引き続き進めていきたいと考えておりますし、更にとということでありまして、今の家庭環境等、子どもたちの状況も多様化してきているということがございますので、より一層、家庭と地域と学校が一体となって、子どもたちを育てるところを充実させていきたいという風に考えております。

委員長 はい。ありがとうございました。いかがでしょう。小学校、中学校の立場から成果と言いますか、課題をご紹介いただきたいと思うんですけれども。

委員 三次市内に勤務して十日市中学校区と布野中学校区なんですけれども。一番の成果は、小学校の教員が自分たちが教えた子どもが、中学校3年生の入試の段階でそこを心配するようなところなんです。小中一貫教育が組まれていない地域というのは、小学校を卒業して中学校どこへ進むか、中学校入試はどこへ行くかで終わってたんなんです。だけど、特に三次市の場合は、小学校の担任が中学校卒業して次の進学ができるかどうかってところをどきどきして見えています。ですから、小さい学校なんかだったら、進学先まで全部把握しています。そこが一番変わったところですね。成果だと思います。そのために、小学校1年生の担任は中学校3年生の入試を見据えて、どういう授業をしていくのかというのを考えています。ですから、高校入試問題を小学校の教員は解いています。やはりそれが、小中一貫教育の大きな効果だと思います。結局、子どもたちの夢を叶える第一歩として、自分が行きたいところへ行ける力をつける。これが最低限、小学校、中学校の責任ですから、その意識が小中一貫教育をすることで高まったと思います。

委員長 ありがとうございます。そうですね。そういう6年間そういう区切りではなくて、子どもたちの将来を見据えたような指導が、学びを充実させるようなことを考えるっていう、非常に重要な成果だと思います。中学校の立場からどうでしょう。

副委員長 今教育委員会、それから小学校の校長先生も言われたことと成果の部分では同じようなわけであって。市内、しかも、どこの地域に転勤をしても、その学区の特色というか、それを踏まえた9年間とにかか育てていくんだというような意識が、ここ10年間で高まって、学校から見た時にはですね。きていますし、このことっていうのを教育効果も表れてきていると思います。それ以前は、逆言うと、

例えば中学校側からみると、もうちょっと小学校で力をつけてきてくれんかなと、中学校の努力義務はどっかに置いておいて、小学校の責任にするというかね、そういうような風潮というのが、それより前はあったと思います。逆を言うたら、中学校は高校から言われている部分があると思いますが。そうじゃなくって、やはり市内で生きていく将来を担う子どもたちは、こういう子どもたちを育てたいんだと、9年間で育てたいんだという方針のもとで、それぞれの学区で、とにかく頑張っていこうということやっていきたいな、そういう面言うたら、今言うたように、受け止めたら中学校からすれば、7年目からは中学校の責任なんだと。でも小学校の先生もずっとそこは見てもらっていると。いうようなところの教職員の意識っていうのは、そういう面では高まってきているという部分では、しっかり自覚はあると思います。ただ、率直にまだまだ課題も逆にあると思うんで、この場で話をさせていただきますけれども。やはりこういう小中一貫教育のよさとか可能性というか、その部分が保護者の方とか地域の方に、どれだけここ10年間で理解をされて、それこそ保護者、それから地域、学校が三位一体となっていていくような小中一貫教育になっているかどうかといたら、これはまだまだ課題が大きいと思いますよ。だから地域によってもあると思いますが、保護者の方でしてみれば、いやそうじゃなくて小学校は小学校で卒業すれば、次は、これずっとこだわりますけど、自由学区で三次市は自由学区だから、よその学校へ行かせても別に問題もないんじゃないかみたいなことはないか。それから地域の方にしても、どうしてそういうような教育になっているんだろうかなという違いがよくわからないとかです。実際に関わっていらっしゃる方はよくわかって、例えば隣の庄原市とか安芸高田市の教育と三次市の教育は何がどう違うかというのは、そういうようなところについてもまだまだ説明とかそういう部分では不十分なんじゃないかなというのは、現場において、特に中学校側からみれば思います。だから、中学校長会でいろいろ話をする中でも、例えば小学校の先生方は、その学区の中学校へ進学させたいと思って、中学校の教員と一緒に6年間ずっと育ててきたけれども、実際に中学校へ行く時には、よその中学校区へ行く生徒が、やっぱり自由学区制度を使って行く生徒が非常に多いという学校もあります。だから、やってきたことが何なんだろうかという。だからやっぱり、そうであるならば、そういう矛盾した自由学区制というのをそのまま残しているということについては、やっぱり学校現場の職員、特に中学校側からすれば、どうも腑に落ちないといいますか。データとして出されて、学区制の良さというものをそこのアンケートも見ましたが、結局それは自由学区制を使って別な学区へ行った人は、それで良かったというようなことを思われるというのはあると思うんですよ。そういうところは出てきていると思いますが、じゃあ同じ学区で小学校6年間育て学区制を利用せずにそのまま中学校へ行った生徒たちは、どう思っ

ているのか、保護者はどう思っているのか。それはやっぱり最後まで同じ6年間頑張ってきた仲間と同じ中学校へ進んで、中学校卒業させたいという、そういうやっぱり我々児童、生徒を育てていきたいという風に、学校関係の方は思っているわけですから。だからそういう面でまだまだ小中一貫教育については、成果というのは当然上がってきています。上がってきているんですが、まだ課題はあるというのが今の現実なんだというところは踏まえた上で、そういうのも答申の中に、やっぱり載せていかないといけないんじゃないかなという風には思います。以上です。

委員長 ほか、ご意見いかがでしょうか。小中一貫教育の成果、あるいはそれが十分伝わっているかという話もありましたけれども、受け止め方も含めて。

委員 副委員長が言われたとおりです。それ現場の声ですよ。さっき小学校の教員が、中学校卒業を見据えてという意識に変わってきましたよというお話したんですけども。今年は、今までやってきた小中一貫教育ができなかったんですよ。まず、布野のことを言いますと、合同の運動会はできませんでした。合同行事が3つ4つ5つぐらい全部ダメになりました。これ言っているのかな、ここで。合同運動会のあと、小・中の教員と一緒に反省会をしてたんです。それができませんでした。だからいまだに私は、今年赴任して来た、中学校の異動して来た教員の顔がまだよくわからない。マスクをしているから益々わからない。何が言いたいかと言うと、小中一貫教育のもう1つの成果は、小学校と中学校の教員のお互いの顔と名前がわかって、何をしているかがわかって、信頼関係が築けるっていうところです。やっぱり1つの小・中っていう大きな組織の中で、子どもを一貫して育てていく時に、職員の信頼関係、それから人間関係って、すごい大切なですよ。やっぱりそれが、小中一貫教育のベースになるんですよ。逆に今年は、それができなかったんで、今年はすごい不安なんです。逆の面が、今年見えました。

委員長 いかがでしょうか。保護者の方、地域の方。十分伝わっていないんじゃないか。

委員 小中一貫教育のことで、いろいろいいことづくめのことで、今聞かせていただいているんですけども。三次独自の制度なのか、自分自身知識がないのでわからないんですけども。例えば他の自治体で、県内で、そういう制度をやっている自治体があるのかどうなのか。また、あるのであれば、例えば三次にない取り組みをやっているところもあるのかどうなのか。その辺がわかれば、三次市がやっていることが、確かにいいことやってるなという風に、今話された、聞かせても

らった内容からしたら、結構すぎるくらいのことだと思うんですが。これ、自分たちがやって自分たちだけで満足していいんだらうかと。例えば、よその自治体で同じようなことやってるんだけど、そこでの失敗事例とか、もっといい事例だとかいうのがあるんじゃないかなというところがわかれば、三次市でやってるこういう制度というのは、かれこれ10年になるんですか。ほぼ計画どおりいっているということが、自他ともに認めれるのではないかという気がして、その辺のところわかればなあと思うんですけれども。どちらの方に聞いたらいいのか、ちょっとわからないんですけれども。

委員長 事務局の方いかがですか。県内、特に近隣の小中一貫教育の取り組みと言いますか。これは全国的な取り組みですので。いろんな形で、ただ、小中一貫という連携というレベルではなくて、9年間を視野に入れて、9年間で子どもたちをどう育てていくかという一貫というのを、全市のすべての中学校区でやっているというのは、あんまりないんじゃないかと思うんですけれども。いかがでしょうか。何か情報があれば。

事務局 他市でも小中一貫教育と名を打って教育を進められているところは、当然あります。それは近隣の中学校区の中でやられているというところはあります。成果とかいうのは、十分把握はしてないんですけれども、三次市としては、全部の中学校区で10年間かけてやっていこうということで進めてきておりますので、その面で言ったら、他地域と少し違う面があるんじゃないかという風に思っております。

副委員長 私自身、小中一貫教育を立ち上げた頃に、教育委員会にちょっと居たこともありまして、ちょっとご紹介させてもらおうと、広島県で今一番小中一貫教育が進んでいるところは府中市だと思います。あと呉市。当時の場合だったら県内で4、5くらいの市町が小中一貫教育を進めていくと。全国でも全国サミットも開かれる中で、京都であるとか、東京にもありますし、いろんな全国的に行っているのが小中一貫教育だと思います。だから、三次市が府中市とか呉市とかの先進的なところに学びながらやっていったのが、先ほどいろいろ教育委員会とか●●委員からもおっしゃっていただいたと思いますが、小学校と中学校がバラバラというか、完結している中で、なかなか三次市市内の生徒の課題というか、自信をもっていくとか、学力的なことであるとか、または問題行動のこととかが、なかなか解決が難しいと。一校一校でやっていたら。そうではなくて、やはり、ほとんどの生徒は小学校入学から中学校の3年生卒業するまで、同じ中学校区で学習していくんだから、まずは小学校、中学校が子どもの実態を把握、共有する中で課題をど

ういう風に克服していけばいいかということを考えていく1つの方法ですよね。方法として小中一貫教育を三次市内で取り入れていこうと。ただそれだけではなくて、やっぱり地域と保護者と、それから学校が、小学校は小学校で、割と地域と保護者と学校はよく交流しながらやられているけれども、中学校へ行ったら、何をしよるんかわからんというような地域の方から、そういうようなこともあってから、そうじゃなくて、もう小学校も中学校も皆同じ組織の中でやっていけば、地域の方も中学校卒業するまで、生徒もよく見ていただけるとかいうようなことをですね、どこの中学校区もやっていこうじゃないかということで進めてきたということです。だから、決して三次市だけがやっているということではなくて、全国の県内のやってたところが、いろんな課題を克服する1つの方法として、長年されていることに学びながら、三次の課題をとにかく克服していこうじゃないかということで導入されたのが、この小中一貫教育という手法といいますか。それが今はどの中学校区も定着をされているというようにご理解いただければと思います。ただ、まだまだ課題もあるという風には思います。

委員 大体、副委員長が言われているような形であるとは思いますが。私、八次の地区の者なんですけれども、小中一貫ということで、今進めれてるんですけれども。先生方も実際、小学校の方へも行かれたりとか、小学校の児童も中学校の方に来て授業を受けたりとか、そういった形をやっていっている中で、保護者もやはり小中一貫ということで連携していきましようということで、八次の場合、馬洗川まつりとかなんかもあるんで、そこで小学校の保護者さんと中学校の一緒になって活動していくんですけれども。そういう流れが去年とか一昨年とか、ずっと災害があったり、コロナであったりとかいうことで、全くこの2年はできないということで。実際いままで交流をした中から、その2年間で全くできてない。実際今、言われているように、保護者さんの顔も見えなくなっていきよるような感じですよ。実際、市のPTAの方でも、一切の活動が前年度できておりません。そういう中でいけば、このまま活動が継続できるのかなという。いままでやってきたこともあるんですが、今後は変えていかないけないところも出てくるのかなと。あとはやっぱり、副委員長が言われてたように、自由学区っていうのを、安易に乱発してるんじゃないかと。保護者の方がですね。生徒の方も行きたいとかクラブのこととか、前にもお話があったと思うんですけれども。お兄ちゃんが行ってるからそのまま流れで違うところに行くとか。そこを改善していかないと、なかなか難しいんじゃないかなと思います。絶対変わりませんよっていうわけではありません。何らかの事情があればとかね、そういったことも言われてるんですけれども。今はほんとに自由にとにかく出せば変われるというみたいな。だから今こういう状況になっているんじゃないかなというのは、個人的な感じですけども。

一応周りの状況を見てたら、やっぱり事情があって、何か問題があってよそへ変わって行くんだとか、引っ越しがあってというような形じゃない。クラブがね、私あっちの方が強いからあっち行きたいとか、お兄ちゃんがこっちに行ってるから私もこっちに行くとか。保護者もそういう中でいったら、小学校はやるけども、中学校は鼻から頭にないですよ。私はそっちへ行きませんかみたいな。そういうような感じになってるような気がすごいですけれども。そこがまず、先じゃないかなと思います。

委員長 はい、ありがとうございました。やはりこう、小中一貫教育、これはあとでもご提案の中でもご説明させていただきたいと思います。教育委員会の方針としても、こういうものをベースにして、今度は小学校と中学校を一緒に対象にして、学校運営協議会を設置して、さらに充実させていこうと。そういう計画ももちろんあるんだということもお伺いしております。いずれにしても今、●●委員のお話聞いて思いましたのは、あるいは●●委員のお話聞いて思いましたのは、特にこのコロナ禍のもとで、そういう関係が築けなくなった時に不安になったというのは、まさに小中一貫教育の成果だったんじゃないかなあと。それ欠いては、この地域で子どもたちの教育環境を充実したものを確保する、保障するということが難しくなるくらい、そういう重要性に学校現場も保護者の方々も気付いたというのが、小中一貫教育のある種の成果なのかなあという風にもお伺いしました。ですので、逆に言えば、これをばらしてしまうことが、いろいろな面で不安とか、というような課題が出てくる可能性があるということですので。今私も改めてそういうご意見をお伺いして、やっぱりこれまで三次市が、地域、学校そして保護者と一緒に、または子どもたちと一緒に取り組んできた、この成果というものを大事にするということが、大前提なんじゃないかなあという風に、逆に思いを強くしたところがございます。ですので、一応の案として、そういう小中一貫教育、こういうものを基盤として、それを充実発展するという中で、学校の在り方、規模、適正配置というものを考えていこうという。これは私の方の考えですけれども、同意して承認していただけるんじゃないかなあと思いますけれども、いかがでしょうか。そういう考え方のベースで進めたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ちょっと時間の関係もあります。その点で言いますと、先ほど、やはり、当初から問題提起がございました、自由選択制ですね。これをどういう風に考えるかというようなところもまた、**3**のほうで具体的な話をさせていただきたくないなと思います。そうしましたら、この委員長案、文言は若干変更は当然あるんですけれども、特に**(2)**ですね。私が若干、この答申の中でもこだわってますのは、やっぱり、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するっていう、その視点

を絶対忘れないっていうことですね。規模の大小、どこに学校があるか、どうい
う子どもたちがいるかということをおぼろげに聞いても、そのことをすべての関係者、
すべての地域住民、保護者が考えるという、これを大前提としながら、今やって
いることが、小中一貫教育というのは、非常に充実した、あるいは成果も上がっ
ているけど、それでもまだ課題があるんじゃないかというところで、より充実し
たものにしていくという、その方向の先に、適正な規模とか配置とかっていうも
のが見えてくるんじゃないかと、そういう考え方をさせていただいております。
一応考え方としてはこういう形で、また文言、副委員長に相談させていただきな
がら整理したいと思います。一応こういう形で、よろしいでしょうか。(2)に
つきましても。

そうしましたら、すでに議論が出てきたところですが、いずれにしても、本
検討委員会では、先ほど確認しましたような、一律のと言いますかね、もん切り
型の適正化というものを想定せずに、一定の検討の目安というものを置きなが
らも、それまでに、子どもたち一人ひとりの豊かな教育環境を保障するために、
やれることをいろんな形で進めていこう。それも、地域住民、保護者そして学校、
教育委員会、一緒になって小中一貫教育の成果を活かしながらそういう方向性
ということで、具体的なもの、これまでの議論も踏まえた中で、私がいくつかま
とめさせていただきました。ただ先ほどの自由選択制の話とか、あるいは部活動
のことなんかは含まれていませんので、そのことも併せてまたご議論いただ
ければいいと思うんですが、まずは私の方の提案を説明させていただきます。

3 学校規模等の適正化に向けた具体的な方策

委員長案として、先ほどから強調したところ、確認していただきご同意いただ
いたところです。(1) 三次市が取り組んできた小中一貫教育の成果を踏まえつつ、
さらに発展・充実させる。(2) その際、これ小中一貫教育ということですので、
前の答申では、小中連携という言葉がありましたけれども、もうこれ小中一貫が
前提ですので、もう必要ないということで、ただ、小小連携ですよね。小中一貫
校の中での小学校ということもありますし、もうちょっと、中学校区超えてとい
いますか、そういう小小連携も当然あってもいいだろうということ。小小連携、
中中連携等の様々な連携におけるオンライン(インターネット)を積極的に利活
用し、これが現状私たちが持った時代の転換ですかね。これは積極的に検討し、
利活用するという方向性はどうかということ。そのことによって、多
様な学習集団を基盤とした学習機会を保障するということが大事じゃないかと。
これは、規模が大きいから小さいから。あるいは20人だから上手くいく。そう
いうことではないので、いずれにしても子どもたちが、学習の内容や子どもたち
の学びの実態、状況ですね。一人ひとり。そういうものに併せて柔軟な学習手段
と言いますかね。当然、先ほどの部活動の話で言えば、人数揃わなきゃいけませ

るので、それどういうふうに工夫するのか。あるいは個別に学んだ方がいい場面もあるでしょう。あるいは中学校を超えて、少人数、規模の小さい中学校同士が、学年で、あるいは学校同士がオンラインで繋がって意見交換をするということが効果的だというような学校現場、あるいは教育委員会等の判断があれば、どんどんそういうものを実現するという。ですので、固定的な学校の人数が多い、少ないということにとらわれず、仮にそこにいる、ある中学校の子どもが少ないとしても、いろいろな多様な組み合わせを、オンラインという形を積極的に活用することによって、作り出していった、これまでよく小規模校が指摘されてきた、人間関係が固定化してきてしまうかとか、多様な意見が出ないんじゃないかとか、あるいはさまざまな経験が乏しいんじゃないか等々言われることがありましたけれども、そういうものについても十分な答えを出していく。そういう努力をする1つの方法じゃないかなという風に思うところです。また、ICTの積極活用により校務の効率化、軽減を図りつつ、地域を児童生徒の学習のフィールドとした教育活動の充実に積極的に取り組む。要は、いろいろ連携します。いろいろな組み合わせで学びます。だけど、その学校のあるその土地、地域、地域の人たちや歴史や文化、あるいは様々な地域の資源ですよね。いろいろな団体もあるでしょう。高齢者の団体もあれば、よく言うところの町おこしをやっているところもあるでしょう。そういうところと一緒に教育活動を充実させる。そういうことをすることが、学校がある理由になるといいますか。どこにでもあるような学校だと、なかなか残せないのですが、地域との関わり、地域の人々との関わりの中で、ある意味独自の教育活動が行われるということ、やっぱり充実させていくことが大事なんじゃないかと。その時に、先生方の負担を減らしていかなければいけないということですね。教職員が、まさに専門性を活かして、努力していただける分野に注力していただけるように、ICTをどう活用するかというのは、これは、校務とかの軽減ですよね。こういうもののためにも積極的に活用していくと。これがなければ、実はここで皆さんと議論しているような充実した教育環境は、なかなかできない。今のまま、あれもやりなさい、これもやりなさいでは、多分無理だろうと。そういう意図です。

(3) 学校、家庭、地域の連携協力のもと、各学校の教育・学習活動をより発展・充実させる観点からコミュニティ・スクールの設置やその活性化を図る。これはもう、教育委員会の方で、そういう方針を持たれているということがあるので、それはある意味見越して、小中一貫教育というものをより充実・発展させるために、今度は、先ほど課題としてあがっていた、小中一貫教育の課題としてあがっていた、地域の人たちに、あるいは保護者に十分な理解と協力が得られているのかというようなところを解消する1つの方法としては、このコミュニティ・スクールというものは可能性がある仕組みです。法律で、地教行法という法律の下で

設置される学校運営協議会ということです。これは、地域住民や、保護者の代表が学校運営にさまざまな形で協力、あるいは意見を言うていくと。そういうことですので、こういうものをしっかり活用しながら充実を図っていったらどうだろうか。

(4) 義務教育における多様な教育機会（学校）が存在する三次市の特長を活かすために、これはある種、私がいい意味でよそ者だというところで気付くところなんです。そういう形で小中一貫教育、元々がそれぞれ長い歴史を持った自治体からなるような中学校区が成立しているというところがあって、やっぱり取り組みとか、やっぱりその地域の人たちが、それぞれの学校に持つ思いとかってということも含めて、実は三次市全体でいろんな学校があるっていう状況なんだと思うんですよね。いろいろな取り組み、規模においても、取り組みにおいても、実際、小中一貫教育のバリエーションというものも非常にあるという感じがします。そういうようないろいろな多様な教育機会を活かすために、「子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する」観点から、小中一貫教育を基盤とする各学校、とりわけ小規模校の魅力発信や充実を図る観点から学校選択制を有効活用する。これはさっき、副委員長にご説明いただきましたけれども、ちょっと、今までの問題というところとはちょっと違った観点で、学校選択制を捉えてるという。簡単に言いますと、大規模校の学区にいるんだけれど、もうちょっと子どものこと考えれば、小規模校の良さを知っていれば、そういうところも行けるんじゃないか、選ぶんじゃないか。そういう意味合いの選択制の可能性っていうのはあるのじゃないかと。そちらの方に積極活用されるべきなんじゃないかと。いずれにしても先ほど来、小中一貫教育と選択制の問題のある種の制度的な問題と言いますか。それについてはご議論いただきたいと思います。

そういうような取り組みの先に、それでもということもあるだろうということです。(5) 隣接する複数の小学校または中学校の統合、あるいは、施設一体型の義務教育学校の設置と。義務教育学校もいろいろな形態がとりうるんですが、通常想定されるのは、小学校と中学校を1つの建物の中に入れて、義務教育学校としてしまおうと。そういうことも判断としてはあり得るだろうなということです。いずれにしても中学校区というような考え方をベースにして考えると、ある地区には中学校が1つという状態がありますので、これはもう旧自治体の下に中学校がなくなるということも含めての判断になりますので、(5)というのは、選択肢としてはありますが、私委員長としてはまだまだやれることがあるし、さっき言いましたように、オンラインを活用した中で、いろいろな取り組みをしていただくと、先だろうと、充実をもっとできるだろうというような考え方をしております。

ちょっと説明が長くなりましたけれども、どんな点に関してでも結構ですので

ご意見いただければと思います。あるいは先ほどの選択制についてもしっかりとここで議論していきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 小中一貫教育っていうとですね、中学生が小学生に英語を教えてあげたりっていう、何か先ほど説明にもありましたように、小学生が中学生に憧れてとか、そういう中学校区の小学校同士が連携してっていうのがうちの地区ではあるんですけど。委員の方のお話を伺うと、先生同士の繋がりがあることで、中学校で何か躓いた人でも中学校に入って躓いてるのではない、原因が小学校にある場合もあるじゃないですか。そういうようなので先生同士の、あんまり個人情報出したらいけんのんかもしれませんが、そうやって子どものことを思って、どうだったんかねっていう話が、小学校の先生と中学校の先生でできるっていうのは、すごくいいことだなという風に思って聞かせていただきました。小中一貫教育を進めていく中で、クラブとかの問題は、委員の方が言われたように、地域のスポーツクラブっていう形で、クラブと学校を切り離してというのがいいと思うんですけど。うちの学校で、中学校に上がらないというのが、賢すぎてよその学校へ行ってというのが、新庄だったり広島だったり県立だったりというところに行ってしまうっていうことがあって。小中一貫教育をする上で、賢い子たちの学力を保障するというか、ここにも勉強できるよ。高校からどっかに出たいにしても、できるんだよ。オンラインで賢い子だけ7時間目があるとか、勉強も保障できるよっていうところがあれば、遠くまで通ってたりとか、寮に入ったりとかせんでも、川地の中学校で十分いい高校に行けるんじゃないかえ残りんさいよ。そしたら、心を育てていくところも、先生が手厚く見てくださるところも残せるんよっていうことの中で、クラブ以外に、そういう学力でよそに行ってしまう子たちっていうところの保障ができれば、すごくいいんじゃないかなと思いました。

委員長 新たな視点をいただきました。そうですね。小中一貫教育、充実したものがあつたとしても、もっとこう、いわゆるお勉強のところ頑張りたいんだというようなことを、もちろん、もっていいし、是非どんどん伸びてほしいですけども。その際に、地元の中学でも、というところですね。十分それに応えられるというような在り方っていうのも大事じゃないかと、あるいはそういう取り組みも大事じゃないかというお話でした。いかがですか。こういう点について、ご意見いただければと思います。

副委員長 貴重なご意見だったと思います。それこそ今、部活動だけじゃなくて、ここにも委員長が出されたベースというのは、いろんな子どもたちがいるわけで、だけでも一人ひとりのすべての子に豊かな教育環境が保障できる。それは、きりが無い

って言ったら、きりがありません。今以上に、一人ひとりに合った教育を保障していくというところが、三次市の今からの教育に具体的な方策で出てこなきゃいけないと思うんですけれども。やはり今ここに出ている分で、僕自身が思ったのは、まだどういう活用方法があるかどうかというのはいくらもわからないんですけれども、ICTの活用であるとか、そういうようなものってというのは、何か今までの、三次市が各中学校ができなかった、より高度な一人ひとりがもっと学びたい、勉強したいと思ったその生徒にも、適用できるような教育を提供できるヒントもあるんじゃないだろうかという風なことは思います。例えば、今コロナ禍だからこそ、国も、それから三次市は特にこの1月から、一人1台のタブレットでGIGAスクールの分の先を行っていただくということで取り組んでもらっています。逆に言ったら、教員が研修がまだ追いついていないというようなところもあるかもしれませんがね。一人ひとりが自分が躓いとるところを、学習のソフトとかそういうところに入って行って、できる子はよりもっと難しいところをどんどん自分のペースで学習ができて、逆になかなか理解が進まなかったら、こっちへ戻りなさいという風にAIが教えてくれて、そこへやっていくというようなことも可能性があるというのは、1つの例としてというか、それだけではないと思いますけれども。更に教員ももちろん研修もしなきゃいけないです。ICTの可能性というのがどんなんかな、僕もよくわかりませんが。例えば、山間地の子どもであっても、例えば東京とかね、大規模のところの子どもであっても、同じ学習の中身に入ろうと思えば、入っていけるというようなことにも繋がっていく可能性があるんじゃないかと。今までだったら、その大都市とかそういうところの、別のいわゆる進学の中学校とか高校に行かなければ、そういう保障はなかったかもしれないけど、でもそれがそこへ行かなくても、ICTを使えば、そういう保障もしていけるんじゃないかと思っています。それは学校の中でもきちっと位置付けて、教えられるようにはならないと当然いけんと思いますけれども。その可能性というのはあるのが、ここへあるICTの利活用というか積極的な活用だと思います。そこを三次市はやっていくんだというところに繋がっていくんじゃないだろうかという風な思いはあります。

委員 先ほど、後ほどお話をさせてもらいたいとお話をさせてもらったのは、委員長の方からお話ありましたように、(3)の中でコミュニティスクール。これは私も賛成なんですけれども。これ事務局の方へお聞きした方がいいと思うんですけれども、有名だと思うんですけれども、府中市の明郷学園さんが先進的にコミュニティスクールの活動をされていると思うんです。これ日本語読みをみると、学校運営協議会ですか。今は学校評議員と学校評価委員、議員ではなくて委員ですかね。評議委員会が今日あるよという地域の人も、私のところに耳に入れていた

くんですけれども、評価委員というのはちょっと、評議委員も評価委員も実際の仕事の中身まではお聞きしてないんですけれども、実はこのコミュニティスクールが、いわゆる学校運営協議会からできますと、評議委員も評価委員もなくなるんですかね。これは残るんですか。それは別組織で残るんですかね。ちょっとこれお聞きしたいのと、それから、学校運営協議会という風にお聞きしているんですけれども、3つの役割というのがあるようで。1つは委員長からお話ありましたように、地域の名人とか匠の方を学校の方に招いて、生徒と一緒に学習をしていくという、そういったこともあるらしいんですけれども。3つ目に、任用というのがあるらしくって、その任用っていうのは協議会委員が何名か10名か15名か20名、そのコミュニティスクールの中で組織をされると思うんですけれども、その組織された委員の方が会員か委員かよくわかりませんが、先生方の任用まで話し合うということをお聞きしたことがあるんですけれども。これが真か嘘か。これをお聞きしたいのと、もし任用までその地域の人とかコミュニティスクールの中に入っておられる役員さんがそこまで足を進められると、というのも、先生方、昔は、これは私の勝手な思いなんですけれども、50年60年前は子どもがサンドイッチになっとなつた。というのは、子どもが学校で悪さをして先生に叱られると、先生が家に持って帰ると子どもはまた親に叱られるという、親と先生のサンドイッチということも私の思い出の中にあるんですが。今は先生の方がサンドイッチかなあと。ちょっと飛躍した話をしているんですけれども、教育委員会から指導を受ける、保護者からも指導を受ける、子どもからも昔は先生と呼ばれていたのが、〇〇ちゃんとか〇〇くんとかいう呼ばれ方をするという話も聞いたことがあるんですけれども。更に先生は、評価制度ですか。教育委員会が校長を評価し、校長が教頭、教師を評価するという制度があるという風にお聞きしたんですけれども、そうなってくると、今の小中一貫校でも、確かに子どもの成長にとっては良いのかもわかりませんが、先生に対する仕事量が増々増えて、それにまた評価をされるということになると、先生方が子どもの目を向くのではなくて、上の方に教頭や校長の方へいく恐れがあるというような弊害が出てくるんじゃないかなという心配があるんですが。それはこっちに置いておいて、今のコミュニティスクールの中で内容というところまで、委員さんが入っていくとなると、ちょっとどうかなという思いがしてるもんですから、これはあるのかなのか。お聞きをさせてもらいたいと。2つの項目についてはいいと思うんですが、3つ目の任用っていうのは、無い方がいいのかなと。これは文科省がなんか制度として、県教委、市町教委へ下ろしてするというお話もお聞きしてるんですけれども、その辺の事実関係を教えていただければと思います。

委員長 すみません。三次市の形については、また三次市の方からと思いますけれども、

学校運営協議会というのは、地教法に基づく制度で、究極的にはどういう仕組みにするかは教育委員会が作れるんですね。ただ今、ご指摘になった基本的な方針についての、承認を与える、保護者や地域住民の代表が、委員が与えるということ。あるいは学校運営に対して意見を述べるということ、2つ目ですね。もう1つが教育人事、任用に関して意見を述べるということ。これが3つ、法律上は認められてるんですが、三次市がどういう形にするかというのは、三次市の制度設計ということになります。ただもちろん、やっぱり教育は人なりということですので、地域の方たち、保護者の思いも含めて、こんな先生に是非、例えば滝沢先生に来て欲しいっていう形はちょっと難しいと思うんですが。例えばさっきのお話で言えば、こういう地域の中の伝統行事を、文化財、こういうものを積極的に活かした教育実践をやってきた先生を是非来てもらいたいっていうくらいの意見は、市教委を通じて県教委に意見が行くと、そういう仕組みにはなっています。ですから、三次市がどういう仕組みを使うか、考えられているか。これから詰めていくんですか。それとも、大体プランニングがあるんですか。これはまだ検討であればお話しできないところもあるかもしれませんけれども。

事務局 コミュニティスクールについては、先進地の視察をさせていただきながら、もう少し研究を行きたいという風に思っております。ですから、制度を設計するってというのは、もうちょっと先になるかと思えます。

委員長 ですので、そうですね。今のようなご心配も当然あって、ただ実は、そういうご心配は、ちょっと校長先生いらっしゃるのと言いづらいんですが、校長先生の方がご心配される場合が多いんですよ。人事について、地域住民や保護者が意見言われるというのは、やっぱり校長先生はまさにご自身の経験や専門性から人事っていうのを考えられるのが一番のお仕事ですから、あるんですが。現実にはやっぱりあんまり問題にはなっていないってというのが、文科省の調査なんかでもそうなってますね。ですので、この辺は今いろいろ視察を重ねて、三次に合った形をいま検討されているということですので、今のご意見も含めてご検討されるんじゃないかと思えます。

委員 今委員長案ということで、1番～5番まであるんですけども、1・2・4・5は、いずれも児童生徒さんに直接関係することだと思うんですが。3番については、話に出ましたコミュニティスクールということで、地域と子ども、父兄、親御さんとか、そういう関係の位置付けじゃないかと思うんです。これ1・2・3・4・5という順番の中に、3がどっちか言えばちょっと順番から言えば、一番最後の方が、言葉の並びから言えば、1番から1・2・4・5は児童生徒さんに直

接関与することだと。3についてはそういう意味では離れていると。だけど、地域の中で子ども、児童生徒を育つという観点から、これはこれで必要なことだと思うんですが、言葉の並べ方としては、一步譲ってという形の方がいいんじゃないかなと、ちょっと感じました。

委員長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、これも含めて全体のご意見の中で、並びと言いますかね、これもまた考えさせていただきたいと思います。今、確かにそういう読み方っていうのは素直だなと思いました。先ほどの学力をどんどん伸ばしたいというような子どもに対して、三次市の学校が、あるいは小中一貫教育が、どう応えていくかという話で、今副委員長の方からもICT、AIですかね。そういうものを活用っていうのは、多分どうでしょうか、学校教育、教育委員会がどの程度取り組むかってこととは別に、どんどん民間のサービスっていうのは、どんどん進んでいくっていうのは考えられますね。その時に、学校が何をすべきかというのが、これ、教育委員会も学校現場もいろいろところで真剣な議論が起こってくると思うんですが。一応私、教育の専門家というのは憚れますけれども、であるからこそ、学校で、地域の人や友だちと保護者と一緒になって学ぶっていうことが充実していることこそが大事なのかなと。自分の、例えば数学がすごくできる子がいて、どんどん解いていきたい。いろんな問題も世界中で、みんなが一緒になって何か数学の好きな子と一緒に解いていくみたいな話は、結構オンラインの世界でやれちゃうというか。もちろんその私学、あるいは国立大学付属学校、素晴らしい学校ありますので、そういうところで是非学びたいっていう生徒さん、当然いるし、保護者もそういうご期待があると思うんですけれども。やっぱり小中一貫教育の中で特に小学校と申しますかね。教育の充実の中で、いや、ここで学んできたことが楽しい。とにかくワクワクする。そういうようなものが積み重ねられていくと、ちょっと意識は違うのかなと。ですので、こういう議論の中で、基本的に公立、先ほどの自由選択制とも関わるんですが、公立学校内での選択っていうのが、ある程度教育委員会、あるいは三次市の条例等含めた法的な規制がかかりますけれども、逆に言うとそれを超える部分ですよね。私立学校とか国立大学付属校とかいう話になると、これはもう現行の法律上では縛るものはないので。ですから逆に言えば、三次の学校魅力的だよ。他ではできないことがやれる学校になってるよということを、是非充実させていただきたいなど。結果としてどうですかね。A中学、あるいはB中学、あるいはA小学B小学でやってることが、見た目そんなに、例えばみかんとりんごの違いだったとしても、そこにずっと関わって、いろんな人の顔が見える関係ですよ。まさにそういう関係の中で充実した学びがあるっていうのは、やっぱりみかんとりんごの違い以上のものがあると思うんですよね。だからそういう、義務教育で

すので、すごく違いを出すっていうのは、実際は見た目で違いを出すのは難しいんですけど、一人ひとりの子どもにとってもかけがえのない充実した6年間だったなという風に思ってもらえれば、これはちょっと違ってくるんじゃないかなという風に思いますけれどもね。あともう1つ、私の研究者としての関心ではあるんですけど、特に地域に根ざした学校の魅力って、子どもの数っていう問題はあるんですけど、やっぱりいろんな生育環境、価値観のもとで育ってきた子どもたちが、そこに住んでいるってことの原因だけで来てるってことですね。逆に言えば、だから、学力で何か選抜されてるわけではないし、何か保護者の学歴で決まってるわけでもないし、いろんな子が来るっていう、その人間関係の中で学ぶことっていうのが、やっぱり公立学校の魅力として捉えられてきたし、ちょっと私的なことで、私個人としては、保護者としてそれをすごく大事にしてるんですよ。子どもが成長する上で、特に中学校までっていうのは、いろんな人生があり生活があり、いろんな悩みがあったり、喜びがあるんだということを知っておくことが、僕は大事だと思っているので、逆に言うと、私が住んでいる東広島市は、いろんな選択肢があるんですよ。私立も県立の中学も、あるいはちょっと頑張れば広島市内にも出れますので、ありとあらゆる選択肢があるんですけども。そういう中で私は、地元の公立中学校を選んだつもりです。その学校の持つ充実とかっていうのはいろいろあるんですけども、そこに集まってくる子どもたち、その後の、要は学ぶ相手が誰かっていうそのものが、自分の子どもには大事なんじゃないかなという風に思ったので。ですから、なんかいろんな子が学んでワクワクするような経験を積めるってことは、やっぱりまずは、公立の小中学校というのは、地域の方、保護者と一緒に取り組むような、そういう形がやっぱり望ましいというか、それが魅力なのかなど。その時にコミュニティスクールというのは、どういう役割を果たせるかどうかということですよ。今●●委員が心配されたように、何か学校に文句ばかり言う、要求ばかりするっていう地域住民の関りだと上手くいかないでしょうね、多分。ですので、答申の中にどの程度盛り込めるかわかりませんが、それはやっぱり、三次の地域住民、市民の方たち、そういう意識は持っていただかないと、制度的に何も保障されてませんので、制度があるから上手くいくっていう風にはなってませんので。やっぱり、この学校で学ぶ子どもたちにより豊かな教育経験が、学習経験になるようになっていう努力は、関わる人が持たないといけないという。そういうことについて、何らかの形で表現できればいいかなと今思いましたけれども。

いかがでしょうか。選択ということ、これはもう避けて通れないことでありますので、いかがでしょうか。三次市の場合は、実はこの人口が5万人程度といますかね、5～6万程度で、自由選択制、学校選択制を導入しているところって、あんまり例がないっていうのが実際ありまして、私も実はこのことに関わる前

から注目していたところもあったんですね。どういう経緯でどういう役割を果たしているのかなというのは、研究者として非常に注目してきたんですけれども。やはり三次のこれからの学校規模適正化、配置の適正化、もっと言えば、より良い教育環境とか考えた時に、今避けて通れない問題だとか指摘ありましたので、いかがでしょうか。これもうちちょっと議論しておきたいんですけれども。ご自由にいかがでしょうか。

委員 学校選択制は、今教育委員会の小中一貫教育推進からしたら、僕はこれは必要ないんじゃないかなと、素直に思ったのと、あとは、上は18歳から3歳の子どもまでおりまして、3歳の子どもは中学校になったこともずっと考えながら話を聞いておるんですけど、正直言ってちょっともうイメージがつかない状態なんです。これが例えば、学校、家庭、地域の連携とかって謳ってあるんですけれども、その地域自体もどうなっていくかわからない状態もありますし、今一番下の子どものこと考えて、ずっと思っていると、果たして布野中学校が、じゃあ1人になっても2人になってもやっていこうかな、っていう考えでいいのかっていうことを考えた時に、もっと残すとかっていうよりも守らにゃいけんとはしっかりあると思うんですけど、新しいもの作っていかんやいけんのじゃないかなっていう思いの方がちょっと強くて。もう人数が少ない学校っていうのは、三次市にももう限られて決まって、皆さんわかっていらっしゃるんで、そこに住んでおられる今からの世代の保護者の方っていう人たちにも、しっかりとどういった方向性でいきたいんかというような内容っていうのは、しっかり把握していかんと、新しいものは作っていかんのじゃないかなと思ってるんです。例えば、今一番下の子3歳の子は5人くらいが多分同級生がおるんですけれども。小学校行きました、中学校行きましたってなった時に、今この自由選択制あると、4人の保護者さんが、私よそに行かせようってなってくると、どうしてもみんなで行くようになります。1人だけ残すわけにはいかんで。やっぱりそういうこと考えると、この形という、学校の在り方っていうものをもっと新しい方向性で、ちょっと考えていかんといけんのかなというところに来とるんじゃないかなという意見です。

委員長 ほか、いかがでしょうか。非常に、まさに現場といいますかね。そのことよくご理解していただいているお立場からの貴重なご意見だったと思います。

委員 前回もちょっと言わせてもらったんですけれども、川地の場合は、小学校に行ってみたいけえって言って、よそのところから来てくれちゃって、そのまま引っ越して住みましょうっていう人が何人かいらっしゃいます。だからそういう望みを捨てたくないっていうのがあってですね。小学校はどこからでも来てもいいけど、

中学に入る時はその中学に上がりましようっていう風に、中学は自由じゃないよってした方がいいんじゃないかなって思います。やっぱりある程度は、先生達言われたように、小中一貫教育っていうのをしてもらいたいと思うんで、小学校はよその地区から来てもいいけど、中学校はそのまま上がってもらっていう形が大事なのかなと思います。あと、先ほどの学力を保障する、勉強したいってところを保障するっていうところを、ほかの小学校中学校へ上がるのもそうなんですけど、地域の子にとってもそうなんですけど、やっぱり、仕事でお父さんが三次になりますってなった時に、学力が今住んどる所より下がるんじゃないかと思ったら、子どもは連れて行かない。お父さん単身赴任してくださいっていう形だったり、のどかなところで暮らさせたいって思っても学力が下がる。今度東京の大学にはそういうところから行かれんのじゃないかって思う。だから、20人から25人の制度取り入れて手厚く勉強見ますよ。中学校、勉強したい子は勉強できる環境がありますよ。これってIターンとかUターンとかっていうところに繋がっていくんじゃないかなっていう視点からみても、学力を保障するっていうところを、なんかちょっと、特別に何かICTを活用しているのができたらいいなと思います。

副委員長 時間がだんだんなくなって来たんで、ちょっと発言だけはしとかんと後悔しちゃうけんのんで。今聞かせてもらったぶんで、尤もだと思います。保護者の方の。学区制のぶんで私、この委員会ずっとこだわってきたのは、忘れちゃいけないのは、小中一貫教育でも学区制でもそうなんじゃけど、目的はなんだったんかと。何の目的で三次市に学区制が、自由学区制ですよ。自由に行けると。今も完全自由じゃないけど、小学校の時も中学校へ上がる時も、まあ自由に行けると。それが残ってるのかっていうことで、その一番最初に我々が学校の現場において、この自由学区制の導入された時代に、ほんとか嘘かわかりませんが、説明されたのは、結局は各学校、小学校も中学校も、バラバラいうことはないけど、自分の学校の特色を出して、とにかく学力を付けるとか、こういうことでとにかく頑張っていくと。そういう学校の特色をとにかく活かして、それをやってくために成果が上がっていった学校については、いろんな予算的措置とか、人員の措置であるとか、そういうのをやっていくという、いわゆる競争原理というか。その中でどの学校も、じゃあ一生懸命学力付けましようとか、スポーツで力を付けましよう、特色あれましようとか。だからそうやっていくと、この学校はこういう成果が出てるんだから、市内のどこの学校からでも自由に行けますよと。そういう風な制度だということを、これは嘘かほんまかわかりませんが、当時の導入された時代で、学校現場におった一教員としては、そんな風に捉えてました。しかし、そのぶんがずっと来とったわけじゃなくて、途中から、いやそうじゃなくて、どの

中学校区も小学校と中学校協力してから、小中一貫教育を進めていきたいと思いますという方向で、今から10何年前にそういう制度が出てきた時に、現場におった時に、今言われたように、なぜ小中一貫教育をやっていくのに自由学区制が残るんですかと。これずっと現場におる中から疑問に思ってた。それは、希望する人がいるからと、それはもちろんそうなんだけど、そんな風にしてたら、我々が目指していこうとしとる小中一貫教育の狙いとは違うじゃないかというのはあったんだけど、ずっと残ったまま今来てるのが、悪い方向での弊害になってるものはあるんじゃないかと。そうであるならば、私はもうおっしゃるとおりで、完全にやっぱりこれを機に、もう自由学区制はなし。小中一貫教育とコミュニティスクール。それを三次市の柱にしながら、どの中学校区でも同じ、最低限の、最低限言ったらあれですが、どの学校区におろうと、一人一人の豊かな教育が保障できるんですよという、それにはどういう具体を入れ込んでいくんかというのは、またいろんな人の知恵をもらいながらですが、方向としては、もうそういう方向で進んでいくという風にしていけば、今から10年先20年先も、何ていうんですかね、途中でよその学校区へ行こう。結局残ったら、なかなか教育が保障してもらえないんじゃないかという不安になられるような方向にはならない、してはいけないんじゃないかなという風に、今思うところです。以上です。

委員 今学校選択制がいいのか悪いのかというところで、いろんな方の意見が出ている中で、こういう制度が始まって、結構長くかかっと思うんです。これに関わってきた児童生徒、父兄の方を含めて、そういった該当になった方が振り返ってみて、良かったんだろうか、良くなかったんだろうかというようなデータというんですかね。そういう分析はなされてないんです？もしそういうのがあれば、いや今こういう恰好で学校選択制を続けとる。けど、こういう裏付けがあるからこれは続けよう。ところが、いや反対意見の方が多いいんだけど、まあとにかく過去決まったことだから続けてやってるということなのか。それは、そういうものはないんです？そういうものがあれば、これは例えば、ほとんどの方がいいんだというバックデータがあれば、まあ2つに1つしか選べんわけですから。今までやってきたことだからいいんだということで継続すると。ところが反対意見の方が多いいんだけど、それは置いといて続けているんだということなのかどうか、だと思えます。

委員長 それについては、前回、教育委員会としてまとめられているものとして、その資料の13でしたかね。カラフルな前回配られたものが、通学区域自由化制度についてのアンケート結果ということで。これは、ですので、選択をした人だけではなくてですね。幅広く聞いたそういう調査でしたよね。この通学区域自由化制

度のアンケート結果というのは、アンケート対象が、利用者及び全員です。ですので、選ばなかった、選択制を利用しなかった方たちにも聞いたということで。これはこの分野の専門の研究者として申し上げますと、もうちょっと複雑なと言いますかね、精緻な検討をしないといけないテーマなのかなという風に思います。これはこれで、この成果に基づいて判断するってこともありうるんですが、研究の成果を踏まえれば、もうちょっとやりようがあるというか。いろんなところのこのこういう結果、どういう風に解釈するかっていうことについては、もうちょっと学術的な検討が必要かなという風には、私は見てました。それだけこの別の言い方しますと、1つの制度、政策を評価するというのは非常に難しいというところがありますので、これを根拠にして1つの判断をするということも、大事な手続きだと思うんですけど、そこはまた次回も含めて、各委員の方たちもご確認いただけるような意見をまとめていただくことも必要なんかなと。今選択制を入れるか止めるか、続けるか止めるかっていう二者択一だというようなお話もありましたけど、制度の在り方から考えると、いくつか選択肢はあるかなという風に思っています。先ほど1つ、委員から出していただいたのは、小学校のみに限るという考え方もありますよね。あるいは特定の学校のみに適用する。私は実は、こっちの考え方なんですけど。どういうことかって言いますと、小規模校について選択を可とするっていう。そういう選択制もあるよなど。ですから別の言い方すれば自由選択制ではなくなるんですけど。ですから、いくつか一定の基準より少ない人数の学校については選んでいいよっていうそういう選択制ですよ。こういうこともあり得ると思います。あるいは、まあ文科省なんかいろいろ分類している、通学に関わって、どっちの中学校へ行っても、どっちの小学校へ行っても、距離も同じくらいで、あるいは距離は同じなんだけど、実は指定されてる学校へ行くのには、これ三次はどうなのかわかりませんが、大都市部ですと、すごく車の往来がすごく激しい道路を渡らなきゃいけないことについて、保護者も本人も心配するので選ぶことができる。その調整区域という考え方もありますし、いずれにしてもここで問題なのは、いろいろな制度のバリエーションが、選択肢がある中で、このままでいいのかっていうことの間いかけは、答申としては入れられるのかなと。要はその権限がないということですね。廃止を求めるといようなことについて、これもまた最終的にはご議論いただきたいと思うんですけども、これはもう教育委員会の、まさに権限、教育委員会の会議で決定すること、最終的には、意見をこちらからも意思表示するってことはあるんですが、この答申として、どうまとめるかについては、廃止を求めるとい話もちろん書きえますけれども、ちょっとその辺は、いろいろな書き方の選択肢がありますので、ちょっとまた案を練らせていただきたいかなという風に、時間の関係もございいますので、そう思っているところです。いずれにしましても、先ほど副委員

長の方からご確認があったように、やっぱり目的というのは大事で、この目的がこの委員会で考えている、これからの三次市の学校の在り方として、こういう学校を求めているのかということは確認をしなければいけない。競争して他よりいい学校になるんだってという考え方の選択制を、それぞれの中学校区で子どもたちを大事にして9年間育てていくんだ。そしてその先も含めて、みんなで支えていくんだみたいなこととは、ちょっと違ってくるのかなとありますので、そのところはやっぱり、選択制の在り方として、そういう目的と言いますか、理念を言いますか、そこも最高を求めます。あるいは、それに従って制度の在り方についても再検討を求めると言いますかね。そういうことが同時にないと、この答申で考えることが上手く実現しないんだと。こういうまとめ方と言いますか、書き方が1つかなあとと思います。これについてはまた次回、もうちょっとまとまった形でご提案させていただくようにしたいと思います。すみません。時間の関係もございますので。

あともう1つは、これは難しいところなんですけど、公立学校が選択制を認めなくても、先ほど言いましたように、それ以外の選択肢があるっていう現状なんですよ。三次の場合には、県立の中学校もあります。ですので、じゃあ中学校を選べないって窮屈な感じだったら、県立中に行きたいっていう、そういうことも実際にはあるんだろうと思うんですね。ですので、すべてが教育委員会の権限の中でコントロールできないっていうのを前提に考えないといけないとあります。非常に重要な役割は教育委員会の権限が果たしてるんですが、それが現実なんだろうと。三次の現実なんだろうと。多くの自治体の現実なんだと思いますので、そこを踏まえた上で、どういう風によりよい学校にしていくのかという、そういう提言と言いますか。地域住民、市民に対する問いかけ。それはあっていいのかなと思います。その際に私がさっき申し上げたように、やっぱりこの学校がかけがえのない学校だと思えるような学校になれるかどうかということですよ。そこをやっぱり、少なくとも公立学校、教育委員会の管轄する学校としては、地域住民や保護者の力も借りながら一緒になって、いい学校をつくっていく。そういう努力をやっぱりしていく。そういうメッセージを含みつつ、その制度を裏付けるような仕組みですね。1つはコミュニティスクールというのは活用の仕方はあるかなと思いますので、そういうものと関連付けながら、是非この小中一貫教育の下で学びたい、学ばせたいと思えるような学校を、どうやって魅力的に作っていくのかという。そういうことを考えた、まとめた内容にならなければいけないのかなという風に思って、そう言いながら僕も宿題大きくなっちゃってるんですけども、そういうことかなと思います。ただまあ、まず三次の場合には、実績があるということですよ。それが失われたら不安になるくらい、小中一貫教育って言いますか、保護者や先生方の学校を超えた結びつきが作

られつつあったというようなことも含めて、そういうことがあるのと同時に、繰り返し申し上げているようなオンラインの活用とか言うようなことも含めて、新たな選択肢もありますので、より魅力的な、要は子ども一人一人にとって豊かな教育機会、教育環境を保障できるっていうことの展望を、答申の中で是非書き込むべきなんじゃないかなという風に思います。ですので、それがどの程度、各学区や地域住民、保護者に届くかどうかというようなのはありますけれども、委員会としての責任はそういうところかなと思います。ちょっと時間の関係もございまして、私の方でこのまとめ方も含めて提案させていただきましたが、そういう形でちょっと引き取らせていただいて、文言整えまして、また次回はかなりまとまった形で、ご議論いただかなきゃいけない回に既になってきましたけれども、そういう形にさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

はい、ちょっと時間が過ぎてしましまして。

なお、検討案については、未確定のものになりますので、資料はお帰りの際に事務局へ返却をお願いいたします。ただメモされてますので、どうしますか。検討案の扱いですけれども、特によろしいですか、持ち帰っていただいても。

事務局 委員の方はお持ち帰りいただいて、傍聴の方は回収をさせていただくということでよろしいでしょうか。

委員長 そういうことで、よろしいですかね。ちょっと不確定なところもあります。私の試案というところもありますので、そういう形にさせていただくということで。ですので、返却していただきたいのは、答申骨子案についてと「適正な学校規模の標準」(案)についての2つでいいですね。傍聴の方に返却いただきたいと思えます。

いろいろと意見を出していただいたのですが、次回までに事務局に準備しておいてほしい資料等がございましたら、ここで言うていただければと思います。また私の方でも、議論を深めていただく際に必要だろうと思うものは、ご用意をさせていただきたいと思えます。

それでは、続いて、次第2議事のその他にまいります。委員の皆様から、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回委員会について、事務局から説明があります。

事務局 <事務局説明>

私からは、次回第5回委員会の概略を申し上げます。

まず、日時ですが、2月17日水曜日15時からです。
場所については、本日同様三次市役所本館6階会議室を予定しております。開催
通知の際に、改めてご案内させていただきます。
よろしくお願いいたします。

委員長 次回第5回委員会の案内が、後日事務局から郵送されますので、委員の皆さま、
ご出席くださいますようお願いいたします。
それでは、これで次第2議事を終わります。
ここで、進行を事務局へお返しします。

3. 閉会

事務局 はい。それでは、これをもちまして、第4回三次市学校規模適正化検討委員会を
終了します。
委員の皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。